

真庭市消防団員準中型自動車運転免許取得費支援事業補助金  
申請から補助金受領までの流れ

【申請者（団員）】

【真庭市】

①補助金の申請

自動車教習所へ入所申し込みを行う前に、次の必要添付書類を添えて市役所危機管理課又は各振興局地域振興課へ提出してください。

- ・補助金交付申請書（様式第1号）
- ・団員推薦書（様式第2号）
- ・運転免許証の写し
- ・教習所の教習費用の見積書（内訳がわかるもの）

②補助金交付決定通知書の交付

申請内容を審査し、申請者(団員)に対して補助金交付決定通知書を送付します。

③自動車教習所の申込み及び準中型自動車免許の取得

補助金交付決定通知書を受け取った後に、自動車教習所の入所申込みを行ってください。教習所を卒業して後は、警察署又は運転免許センターで免許を取得してください。

④実績報告書の提出

免許の取得後は、次の必要添付書類を添えて市役所危機管理課又は各振興局地域振興課へ提出してください。

- ・補助金実績報告書（様式第4号）
- ・運転免許証の写し（準中型の記載があるもの）
- ・教習所の教習費用の領収書の写し、免許証交付手数料の領収書の写し

⑤補助金交付確定通知書の交付

実績報告書内容を審査し、申請者(団員)に対して補助金交付確定決定通知書を送付します。

⑥請求書の提出

補助金交付確定通知書を受け取った後に、次の書類に必要事項を記入押印して市役所危機管理課又は各振興局地域振興課へ提出してください。

- ・補助金請求書（様式第6号）

⑦補助金の交付

補助金を交付します。

⑧補助金の受領

請求書で指定のあった口座へ補助金が振り込まれます。

《お問い合わせ先》  
真庭市危機管理課  
TEL 0867-42-1126